

七尾市総合教育会議運営要綱（案）

（趣旨）

第1条 この要綱は、七尾市総合教育会議（以下「会議」という。）の運営について、地方教育行政の組織及び運営に関する法律（昭和31年法律第162号。以下「法」という。）第1条の4に規定するもののほか、必要な事項を定めるものとする。

（招集）

第2条 市長は、法第1条の4第3項の規定により会議を招集しようとするときは、あらかじめ会議の場所及び日時並びに会議において協議又は調整すべき事項を教育委員会へ通知するものとする。

2 法第1条の4第4項の規定により教育委員会が会議の招集を求めた場合は、市長は速やかに会議の招集を通知するものとする。

（意見聴取）

第3条 会議は、協議を行うにあたって必要があると認めるときは、関係者又は学識経験を有する者の出席を求めるなど、当該協議すべき事項に関して意見を聴くことができる。

（議事進行）

第4条 会議の議事進行は、市長が行う。

（会議の非公開）

第5条 法第1条の4第6項ただし書の規定により会議を非公開とする場合は、市長が会議に諮って決定するものとする。

（議事録）

第6条 市長は、会議の終了後、遅滞なく、法第1条の4第7項の規定による議事録を作成し、これを公表するものとする。ただし、前条の規定により会議を非公開としたときは、公表しないことができる。

（事務局）

第7条 会議の事務局を七尾市総務部企画財政課に置く。

（その他）

第8条 この要綱に定めるもののほか、会議の運営等に関し必要な事項は、別に定める。

附 則

この要綱は、平成27年6月12日から施行する。